

No.	質問内容	回答
1	「4.委託内容」(3)業者情報の移行」に記載の「旧システム内の業者情報を新システムへ移行すること」の移行元データはCSVファイルにてご提供いただけるのでしょうか。	CSVファイル及びExcelファイルで提供します。
2	他システムとの連携について：「4.委託内容(2)新システムの構築」に記載の「CE財団から提供を受ける企業情報の取込、茨城県建設工事等入札参加資格申請審査結果の登録・出力のほか、公共事業執行管理システム及び茨城県建設工事等電子入札システムとのデータ共有」は、各システムより抽出されたデータ(CSVファイル)を新システムへ取り込みを想定されていますでしょうか？	<ul style="list-style-type: none"> ・「CE財団から提供を受ける企業情報」はLISファイルでの取込みを想定しています。 ・「公共事業執行管理システムと共有するデータ」はDATファイルでの取込みを想定しています。 ・「茨城県建設工事等入札参加資格申請審査結果」及び「茨城県建設工事等電子入札システムと共有するデータ」はCSVファイル及びExcelファイルでの取込みを想定しています。
3	「4.委託内容(8)その他」に記載の「以下の情報はCE財団が提供する最新の情報が常に利用できるようにすること。」 CE財団から提供されるデータを毎日夜間バッチなど一括で取り込むことを想定されていますでしょうか。 または、即時取り込みを想定されていますでしょうか？	夜間バッチ・即時取込のどちらでも構いません。
4	【公告】に関するご質問 ①審査項目に対する配点について 審査基準までは記載されておりますが、それぞれの配点につきまして公開頂けますでしょうか。	別添01「企画提案評価基準」のとおりです。
5	【実施要領】に関するご質問 ①契約保証金の免除条件 契約保証金について、過去の自治体取引実績等による免除可否の判断基準等があればご教示ください。	茨城県財務規則(平成5年3月31日規則第15条)第138条第2項が判断基準となります。
6	【仕様書に関するご質問】 ①市町村共同利用の位置づけ 将来的な市町村共同利用は、今回の委託範囲に含まれない参考提案との理解でよろしいでしょうか。	将来的に市町村との共同利用を行う必要性が出た場合に対応できるよう、「追加費用を払えば技術的に共同利用が実現可能なシステム」を提案してください。
7	【仕様書に関するご質問】 ②操作研修の実施形態 操作研修は、対面/オンラインのいずれを想定されているか、回数の目安があればご教示ください。	操作研修を対面・オンラインのどちらで実施するかは現時点では決まっていません。契約後に受託者と協議して実施形態を決定する予定です。 操作研修の回数は1~2回を想定しています。
8	【仕様書に関するご質問】 ③クラウド基盤運用を第三者事業者が担う場合は、再委託として事前承認が必要との理解でよろしいでしょうか。	委託業務の一部を他の事業者が担うということであれば、再委託として事前承認が必要です。
9	【仕様書に関するご質問】 ④システム利用者数は18人予定とありますが、同時に利用する人数の想定は何名程度かご教示ください。	最大で7~8人程度です。
10	【仕様書に関するご質問】 ⑤今回のシステムにおいて平日・休日および利用時間をご教示ください。	契約後に受託者と協議してシステム利用時間を決定します。 ただし、平日・休日ともに少なくとも7:00~21:00の時間帯は利用可能なものにしてください。

11	<p>【仕様書に関するご質問】</p> <p>⑥1年版当たりの業者登録件数をご教示ください。</p>	<p>定期受付を実施する年度の登録件数は例年4,000～5,000件、定期受付を実施しない年度の登録件数は例年200～300件です。</p>
12	<p>【仕様書に関するご質問】</p> <p>⑦システム利用環境はインターネットの前提でしょうか。</p>	<p>インターネット利用を想定しています。</p>
13	<p>【仕様書に関するご質問】</p> <p>⑧入札参加資格審査基準の見直しについて、主な見直し内容と頻度についてご教示ください。</p>	<p>技術等評価点を2年に1度見直しています。</p> <p>令和7・8年度の技術等評価点はこちらをご参照ください。 https://kennsetugyou-ibaraki.jp/rating_criteria-bidding_qualifications-2-2/</p>
14	<p>【仕様書に関するご質問】</p> <p>⑨新システムの必要機能の確認およびお見積のため、機能要件一覧をお示しください。</p>	<p>別添02「機能一覧」のとおりです。</p>
15	<p>【契約書案】に関するご質問</p> <p>①契約不適合責任の範囲</p> <p>契約不適合責任（1年間）において、仕様変更に起因するものは対象外との理解でよいでしょうか。</p>	<p>仕様変更にあたって事前に受託者と十分協議し、変更手続きを行った上で変更した仕様に適合しない場合は、契約不適合責任の対象となります。</p>
16	<p>【契約書案】に関するご質問</p> <p>②再委託の許容範囲</p> <p>クラウド基盤運用を第三者事業者が担う場合、再委託として届出・承認が必要との理解でよいでしょうか。</p>	<p>上記No.8の回答のとおりです。</p>
17	<p>【契約書案】に関するご質問</p> <p>第16条の監査は、書面監査／現地監査／リモート監査のいずれを想定されてますでしょうか。</p>	<p>書面監査、現地監査、リモート監査その他すべての監査方法を想定しています。</p>